

愛玩動物看護師法施行規則の一部改正案の概要

1 改正の趣旨

- (1) 戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和7年法務省令第9号）により、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）に第36条の2が新設され、戸籍に国籍を記載することとされている場合において、同条各号に掲げる地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を戸籍に記載することとされた。
- (2) これに合わせて、日本国籍を有しない者については、愛玩動物看護師名簿に当該地域を含めた国籍等を登録することとする等、愛玩動物看護師法施行規則（令和3年農林水産省・環境省令第6号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 日本国籍を有しない者については、本籍地都道府県名に代えて、愛玩動物看護師名簿に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を登録することとする。
- (2) 愛玩動物看護師免許申請書等、規則に定める様式において、「国籍」を「国籍等」に改める。
- (3) これらの様式の改正に伴い、以下の経過措置を設ける。
 - ① 改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
 - ② 改正前の様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用できることとする。

3 公布・施行期日

公布・施行：3月中旬